

鹿嶋市学校規模適正化検討委員会を3回開催し、鹿嶋市学校規模適正化基準に該当した「豊津小学校、中野西小学校の学校規模適正化の推進」について審議しましたので次のとおり報告します。

令和7年11月4日

鹿嶋市学校規模適正化検討委員会

委員長 小川 哲哉

外委員13名

## 1. 鹿嶋市学校規模適正化の検討について

急激な少子化や、小規模な学校での教育について保護者から不安の声が上がり始めたこともあり、令和6年度に学校規模の適正化について検討を開始し、適正化を検討すべき学校を明確化するための基準「鹿嶋市学校規模適正化基準」が令和6年12月に策定された。

この基準に豊津小学校及び中野西小学校が該当したことから、両校の学校規模適正化を円滑かつ確実に推進するため、該当校の関係者、地域住民等の協議の場として「鹿嶋市学校規模適正化検討委員会」が設置され、学校規模適正化の実施計画案を協議し教育委員会に報告することとなつた。

今回当委員会が報告する「鹿嶋市学校規模適正化検討委員会報告書」は豊津小学校、中野西小学校それぞれで、学校規模適正化について検討する場「適正化検討委員会○○小学校分科会」を設け、その分科会での協議を経て取りまとめられたものであり、保護者や地域の声が反映されたものとなった。

この報告書を最大限尊重し、適切な教育行政に努めていただきたい。

## 2. 鹿嶋市学校規模適正化検討指針

鹿嶋市立小学校において、教育基本法第5条第2項及び第6条第2項の目的を達成するため、「児童が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人

ひとりの資質や能力を伸ばし、急激に変化し予測不能な未来を生きぬく力を身に付ける」ことを目標とする鹿島市が進める教育の実現につながる、より良い教育環境の構築を推進するものとする。ただし、学校は地域のコミュニティの核としての性格のほか、近年では防災等の多様な役割・機能が求められていることを踏まえ、学校、保護者とともに地域住民の方々の十分な理解、協力を得ながら、丁寧かつ円滑に進めるものとする。

### 3. 学校規模適正化基準該当校の適正化の推進について

(1) 豊津小学校（令和7年5月児童数22人 通常学級数2学級 2年生と4年生及び5年生と6年生が複式学級 他学年在籍児童無し）

① 令和10年4月に鹿島小学校へ統合することが望ましい。ただし、他の学校への就学を希望する場合は指定校変更申請にて配慮すること。

② 理由

ア. 保護者同士の協議の中で令和10年4月の希望が多かったこと、また小規模特認校制度を利用し地区外から通っている児童が4年生に多く、小規模校での小学校生活を希望して就学したことを踏まえると、令和10年4月が適当。

イ. スクールバス、体操服、児童クラブ等の具体的な協議のために一定期間が必要。

ウ. 統合先校との準備期間として一定期間が必要。

③ その他

ア. 小さな学校から大きな学校に編入することは児童にとって大きな環境の変化である。児童の様々な不安を解消するための手立てを講じられたい。具体的には不安を解消するための相談（メンタルケア）、スムーズに馴染めるように事前の交流事業等の実施及びその援助を求める。

イ. 学校が変わることで、通学距離が延伸するためスクールバス等の通学に係る支援策、ま

た体操服やシューズ等の購入補助を要望する。

ウ. 地域コミュニティの核として多様な役割を担う学校が無くなることで、児童たちとの交流ができなくなる心配がある。地域への影響についても検討されたい。

エ. 統合に伴う児童のメンタルケアに留意し、現豊津小学校職員の統合先校への配置等を要望する。

(2) 中野西小学校（令和7年5月児童数55人 通常学級数5学級 3年生と4年生が複式学級）

① 令和9年4月に大同西小学校へ統合することが望ましい。ただし、他校への就学を希望する場合は指定校変更申請にて配慮すること。

② 理由

ア. 「鹿嶋市が策定した学校規模適正化基準に中野西小学校が該当したということは、今、子どもたちは適正な教育を受けられていないということ。この適正ではない状況を少しでも早く解決し、早く適正な教育を受けさせたい」等の声があり、保護者アンケートの結果では、75.5%の保護者が令和9年4月までの統合を望んでいる（その内、31.1%の保護者が令和8年4月の統合を望んでいる。）。また、地域アンケートにおいて、保護者の声を尊重してほしいとの声も複数みられることから、令和9年4月とすることが適当。

イ. 保護者からは現在の中野西小学校に通う児童が2つの学校に分かれることは問題ありとし、学校全体で一つの学校に統合されることを望んでいる。統合先校については、保護者の64.4%，地域アンケートでも65.5%が、大同西小学校を選んでいる。

③ その他

ア. 統合により通学距離が延伸する児童への配慮として、何かしらの通学支援制度を要望する。また保護者負担の増に配慮し、統合先校の体操服購入等の支援を要望する。

イ. 統合に伴う児童のメンタルケアに留意し、スクールカウンセラー等の活用、現中野西小学校職員の統合先校への配置等を要望する。

ウ. 結果的に、統合にあたっての準備期間が1年余となるが、円滑に準備を進められたい。

エ. 地区アンケートでは、少子化の一層の進行を見据え、大野地区の小学校の統合を望む声が複数みられた。

また、より良い教育環境の構築を目指すのであれば、文部科学省や茨城県が示す適正とする学校規模（※）を目指すことである。今回の統合は中野西小学校の児童数の減少に伴う緊急的な措置とし、鹿嶋市が進める小中一貫教育を効果的に進めるためにも、将来的には中学校区単位で一つの小学校を新設することを望む。

※文部科学省は『学校教育法施行規則』において「小・中学校ともに12学級以上18学級以下を学校規模の標準」とし、茨城県は『公立小・中学校の適正規模について（指針）』において「小学校においては、クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上が望ましい。」としている。

#### 4. 学校規模適正化検討委員会の審議経過

令和7年 2月25日 第1回学校規模適正化検討委員会

（鹿嶋市の状況の共有化、鹿嶋市学校規模適正化基準、学校規模適正化の検討項目、スケジュール等についての意見交換、学校規模適正化検討指針の承認）

令和7年 8月26日 第2回学校規模適正化検討委員会

（豊津小学校学校規模適正化の手法等を決定）

令和7年10月28日 第3回学校規模適正化検討委員会

（中野西小学校の学校規模適正化の手法等を決定、鹿嶋市学校規模適正化検討委員会報告書の作成）

《資料》

鹿嶋市学校規模適正化検討委員会設置規則

令和7年1月24日

教委規則第1号

(設置)

第1条 鹿嶋市学校規模適正化基準を定める規則（令和6年教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）第2条第1項に該当する学校（以下「基準該当校」という。）の学校規模の適正化（以下「適正化」という。）を推進するため、鹿嶋市学校規模適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議検討する。

- (1) 基準該当校の適正化の推進に関すること。
- (2) その他教育委員会が適正化の推進に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号のうちから教育委員会が委嘱する。ただし、各号それぞれに基準該当校から推薦のあったものを1人以上委嘱するものとする。

(1) 学識経験者

(2) 教育機関関係者

(3) 保護者代表

(4) 市民代表

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を主宰し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が不在の時は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

4 基準該当校から推薦された委員は、規則第3条に定めることを実現するため、基準該当校及び地域との連絡調整を行い、進捗状況及び課題等を会議に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育施策企画・調整担当課が行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿嶋市学校規模適正化検討委員会委員 ◎委員長 ○副委員長

〔任期：令和7年2月25日(令和7年7月30日)～令和9年2月24日〕

No.	氏名	所属等	選出区分	備考
1	◎小川哲哉	茨城大学名誉教授 全学教職センター特任教授	学識経験者	
2	○松岡重喜	元鹿島中学校 校長	学識経験者	豊津小
	○小澤和夫	元鹿島中学校 校長	学識経験者	中野西小～R7.10.22
3	市村一弘	豊津小学校 校長	教育機関関係	豊津小 R7.4.1～
	増形岳	前豊津小学校 校長	教育機関代表	豊津小～R7.3.31
4	鈴木恵子	豊津小学校 教頭	教育機関関係	豊津小
5	錦織百代	中野西小学校 校長	教育機関関係	中野西小 R7.4.1～
	江面祐子	前中野西小学校 校長	教育機関代表	中野西小～R7.3.31
6	飯岡和代	中野西小学校 教諭	教育機関関係	中野西小
7	君和田寛之	豊津小学校 PTO 副会長	保護者代表	豊津小
8	山口慶輔	豊津小学校 PTO	保護者代表	豊津小
9	合津正一	中野西小学校 PTA 会長	保護者代表	中野西小 R7.7.30～
	後藤敏夫	前中野西小学校学校運営協議会 会長	市民代表	中野西小～R7.3.31
10	松川美保	中野西小学校 PTA	保護者代表	中野西小
11	沢畠好一	豊津小学校学校運営協議会 副会長(豊津公民館長)	市民代表	豊津小
12	和田勉	豊津小学校学校運営協議会 (豊津まちづくり委員長)	市民代表	豊津小

13	工 藤 祐 子	中野西小学校学校運営協議会 会長	市民代表	中野西小
14	谷 内 勇 太	中野西小学校学校運営協議会 副会長	市民代表	中野西小